

様式-6の2 面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書
高ストレス者関係

面接指導結果報告書				
対象者	氏名		所属	
			男・女	年齢 歳
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の要因)				
疲労の蓄積の状況 【長時間労働者のみ】		0. (低)	1. 2. 3. (高)	
心理的な負担の状況 【高ストレス者のみ】		(ストレスチェック結果) A. ストレスの要因 _____ 点 B. 心身の自覚症状 _____ 点 C. 周囲の支援 _____ 点		(医学的所見に関する特記事項)
その他の心身の状況		0. 所見なし 1. 所見あり ()		
面接 医師 判定	本人への指導区分 ※複数選択可	0. 措置不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再接触 (時期:) 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介		(その他特記事項)

就業上の措置に係る意見書				
就業区分		0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業		
就業 上 の 措 置	労働時間 の短縮 (考えられるもの に○)	0. 特に指示なし		4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外
		1. 時間外労働の制限 _____ 時間/月まで		5. 就業の禁止 (休暇・休養の指示)
		2. 時間外労働の禁止		6. その他
		3. 就業時間を制限 時 分 ~ 時 分		
	労働時間以外 の項目 (考えられるもの に○を付け、措置 の内容を具体的に 記述)	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他	
		1)		
		2)		
措置期間		_____ 日・ 週 ・ 月 又は _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日		
職場環境の改善に 関する意見 【高ストレス者のみ】				
医療機関への 受診配慮等				
その他 (連絡事項等)				

医師の所属先	年 月 日 (実施年月日)	印
札幌地域産業保健センター	医師氏名	

※ 本報告書及び意見書は、労働安全衛生規則第 52 条の 6 の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを 5 年間保存すること。当該記録は労働者の疲労の蓄積の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの）及び同規則第 52 条の 18 の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを 5 年間保存すること。当該記録は労働者の心理的な負担の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの）に基づく面接指導の結果の記録に該当するものです。